

知っていますか？

2月7日は「北方領土の日」

北方領土について

2月7日が「北方領土の日」と定められたのは、1855年2月7日に結ばれた「日魯通好条約」により、日本とロシアの国境を択捉島とウルップ島の間だとすることが決められた日に由来します。

(写真)
別海北方展望塔から
国後島を望む

歴史 歴史的にも国際的な取り決めから見ても、北方領土はこれまでに一度も他国の領土となったことがない日本固有の領土です。
しかし、ポツダム宣言を受諾し、日本が第二次世界大戦での降伏を認めたにもかかわらず、その直後からソ連軍は北方四島の占領を開始し、多くの日本人は強制的に島を追われることとなりました。
以降、北方四島はロシアによる不法占拠が続いており、島で暮らしていた日本人は現在も故郷に帰ることができません。



日魯通好条約 (1855)	国境は択捉島とウルップ島の間となる 樺太は混住の地とされる
↓	
樺太・千島交換条約 (1875)	樺太を放棄する代わりに、千島列島を譲り受ける
↓	
ポーツマス条約 (1905)	樺太の南半分が日本の領土になる
↓	
ポツダム宣言の受諾 (1945)	第二次世界大戦の降伏を認める しかし、その直後にソ連軍が北方領土を占拠し始める
↓	
サンフランシスコ平和条約 (1951)	樺太と千島列島に対する権利を放棄する ※千島列島に北方領土は含まれない



若者に広く関心を持ってもらうため、2014年度以降、北海道の公立高校入学試験に北方領土に関する問題を毎回出題する方針が決まりました。

大臣や議員等の北方領土現地視察が頻繁に実施されるなど、領土問題の解決に向けた動きが高まっています。

最近では…？

北方領土現地視察事業等が盛んに行われ、全国の多くの青少年が根室管内を訪れ北方領土の近さや元島民の思いを体感しています。

平成25年4月安倍総理大臣による10年ぶりのロシアへの公式訪問以降、何度も話し合いの場がもたれています。

3つの枠組み

北方四島自由訪問

北方領土墓参事業

北方四島交流事業
(ビザなし交流)

ビザ(査証)を取得し日本国民が北方四島に入域することは、「北方領土は我が国固有の領土」という日本政府の立場と相容れないため、自粛するよう求めています。

しかし、全く北方領土へ行くことができないということではありません。

現在「北方四島交流事業」「北方領土墓参事業」「北方四島自由訪問」の3つの枠組みの中で訪問が行われています。

このうち、「北方四島交流事業(いわゆる「ビザなし交流」)」は、日ロ間の平和条約が締結されるまでの間、日本人とロシア人が相互理解を深めることが目的とされています。

訪問事業

元島民やその家族、返還要求運動関係者、報道関係者等が参加することができます。

訪問先では、四島在住ロシア人との意見交換やホームステイ・ビジット、施設の視察等や海岸のごみ拾い等の共同作業を通じて交流を深めています。



訪問事業での絵手紙交流

受入事業

北方領土隣接地域である根室管内や全道・全国各地で四島在住ロシア人の受入事業を行っています。

本町では、ファミリーの受入れを行い、ホームビジットやスポーツ交流、意見交換会を通して相互理解の促進を図っています。



受入事業でのフロアカーリング交流

ホストファミリー募集!!

北方四島在住ロシア人のビザなし交流受入の際にホームビジットを受け入れていただけるホストファミリーを募集しています!

ホームビジット以外でもスポーツ交流・意見交換会への参加に興味のある方も、ぜひお問い合わせ下さい。

近くて遠い存在の北方四島在住ロシア人と交流し、日本の文化を知ってもらいましょう!

■受入時期: 7月の土曜日または日曜日

問合せ/総合政策課地域政策担当(内線 2217)



返還要求運動に参加しよう!

当日参加も可能です!

2014「北方領土の日」根室管内住民大会

■日時: 2月7日(金) 正午~

■場所: 根室市民文化会館 大ホール

■内容: 第1部 住民大会式典 第2部 弁論発表大会
アトラクション

ゲスト: 三笑亭夢之助(落語家)

■主催: 北方領土隣接地域振興対策
根室管内市町連絡協議会

■主管: 2014「北方領土の日」根室管内住民大会実行委員会

ふゆとぴあ in BETSUKAI 2014 北方領土クイズ大会

■日時: 2月2日(日) 11:20頃~

■場所: 農村広場特設ステージ

パブリック コメント

町民意見の公募

パブリックコメントとは

町が町民の皆さんにとって重要な条例や政策・計画等を策定する過程でその案を公表し、町民の皆さんからのご意見を求め、計画等を作り上げていく制度です。

町民の皆さんのまちづくりへの参画機会として、積極的な参加をお願いいたします。

手続きの流れ

町

- ① 条例や政策・計画等の案を作成
- ③ 提出された意見と意見に対する町の考え方を公表
- ④ 提出された意見を考慮し、条例や政策・計画等を決定、公表

町ホームページ、担当課窓口、各支所・連絡事務所窓口などで案を公表

意見を担当窓口を持参、郵送など指定された方法で提出

町ホームページ、広報別海などで公表

町民

- ② 意見を提出
内容の確認などのため、住所・氏名・連絡先を記載していただきます。
(※意見の公表時に氏名等の公表は行いません。)

※計画などの案をより成熟したものにするために、町民の皆さん等から意見を聴くものであり、意見の多寡によって意思の決定を行うもの、賛否を問うものではありません。

パブリックコメントのお知らせ

※素案の内容は、各公表場所にてご覧ください。

件 名	第6次別海町総合計画の中間見直し(案)に関するパブリックコメント	別海町市街地活性化計画(別海地区)原案に関するパブリックコメント	別海町地域防災計画(案)の改正に関するパブリックコメント
内 容	平成21～30年度までを計画期間とする「第6次別海町総合計画」が5年経過することから、町の現状などを踏まえた見直しを行うもの	別海地区の中心部の空洞化や老朽化した公共用施設などの問題に対して、今後も住み続けられる「まち」となるよう改善を図る計画を策定するもの	別海町地域防災計画の改正及び津波避難計画の策定に向けた現計画の見直しを行うもの
募集期間	2月7日(金)まで	2月5日(水)～3月6日(木)	2月5日(水)～3月6日(木)
素案 公表場所	【共通】役場各支所・連絡事務所、町ホームページ		
	役場1階町民ロビー、総務部総合政策課、各公民館、図書館、町民体育館		総務部総務課
提出先 問合せ先	総務部総合政策課 企画振興担当(内線2213) メール sougouseisaku@betsukai.jp	総務部総合政策課 まちづくり推進担当 (内線2215・2216) メール sougouseisaku@betsukai.jp	総務部総務課 防災交通担当 (内線2116・2117) メール bousai@betsukai.jp
	【共通】住所 〒086-0205 別海常盤町280番地 TEL 75-2111 FAX 75-0371		

皆様のご意見をお待ちしています